

## 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事検査等事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可をした宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（以下「工事」という。）の検査の手続等について必要な事項を定める。

### (検査の種類)

第2条 工事の検査の種類は、中間検査、完了検査及び再検査とする。

2 中間検査とは、法第18条第1項又は第37条第1項の規定による検査をいうものとする。

3 完了検査とは、法第17条第1項若しくは第4項及び第36条第1項若しくは第4項の規定による検査をいうものとする。

4 再検査とは、工事の手直し等の後において再度行う検査をいうものとする。

### (検査の方法)

第3条 前条の検査は、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて判定するもののほか、別添の「工事検査の方法」により、その適合を判定するものとする。

### (検査員)

第4条 第2条の検査は、各地域振興局建設部長又は農林部長が指名した職員（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

### (検査日時等の通知)

第5条 各地域振興局建設部長又は農林部長は、工事の検査を実施しようとするときは第1号様式による工事検査通知書により、当該許可を受けた者に検査の日時等を通知するものとする。

### (検査手法)

第6条 検査の手法は、検査員が立ち会いにより行うことを基本とする。

2 検査員は、検査において臨場を机上とすることができる。この場合においては、工事の施行者等は、検査員に施工管理記録、写真及び検査員が求める資料等を提示し、検査を受けなければならない。

### (検査結果の報告)

第7条 検査員は第2条の検査を実施したときは、遅滞なく各地域振興局建設部長又は農林部長にその結果を第2号様式による検査報告書により報告しなければならない。

### (工事の手直し等の指示)

第8条 各地域振興局建設部長又は農林部長は、前条の報告により当該工事が当該許可の内容に適合していないと認めたときは、法第20条第3項第2号及び第3号又は第39条第3項第2号及び第3号の規定による監督処分をする場合を除くほか、第3号等様式による指示書により、工事の手直しを指示するものとする。

2 前項の工事の手直しを指示するときは、法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証、法第17条第5項又は第36条第5項の規定による確認済証及び法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証を交付できない旨を合わせて通知し、かつ、指示された工事が完了したときは第4号様式による手直し工事完了届を提出することを求めるものとする。

3 前項の手直し工事完了届に関する工事の検査については、第2条から前項までの規定を準用する。

### (工事の検査済証等の交付)

第9条 各地域振興局建設部長又は農林部長は、当該宅地造成、特定盛土等に関する工事が許可の内容及

び別添「Ⅰ．完了検査」に適合していると認めたときは、法第 17 条第 2 項又は第 36 項第 2 項の規定による検査済証を当該許可を受けた者に交付するものとする。

2 各地域振興局建設部長又は農林部長は、当該土石の堆積に関する工事において、別添「Ⅲ．土石の堆積の検査」により、堆積されていた土石が全て除却されたと認めたときは、法第 17 条第 5 項又は第 36 項第 5 項の規定による確認済証を当該許可を受けた者に交付しなければならない。

3 各地域振興局建設部長又は農林部長は、当該宅地造成、特定盛土等に関する工事の内、特定工程に係る工事が別添「Ⅱ．中間検査」に適合していると認めたときは、法第 18 条第 2 項又は第 37 項第 2 項の規定による中間検査合格証を当該許可を受けた者に交付するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

# 工 事 検 査 の 方 法

## I. 完 了 検 査

### 1 方 法

完了検査は当該工事が宅地造成及び特定盛土等規制法等の許可の内容に適合していることを判定するものであり、本検査においては盛土及び切土の安定及び機能に影響を及ぼすことのないことを確認する。

検査は、設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行う。また、必要に応じて破壊検査を実施する場合がある。

完了検査の実施に当たっては、盛土及び切土の安定及び機能施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。

なお、この工事検定の方法に含まれないものについては、秋田県土木工事共通仕様書を準用して行うものとする。測定の結果、許可の内容と相違する箇所が発見された場合は、工事手直し指示書により手直し工事を命ずる。

ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

基礎工事等工事の進捗により、明視できない工事部分については「Ⅲ. 工事写真の整備について」に従い、写真の整備を行うこと。

### 2 重点検査事項

#### (1) 盛土

①高さ 計画高さに対して、基準高が $\pm 50\text{mm}$ 以内とする。

測定基準は、1 工事原則 3 箇所とし、規模に応じ適宜検測する。

中心線及び各法肩で測定する。

②法勾配 計画勾配に対して、勾配が $\pm 5$  厘以内とする。

測定基準は、1 工事原則 3 箇所とし、規模に応じ適宜検測する。

③盛土材料 計画材料に対して、適切な材料で施工がなされていることを受入管理書類等で確認する。

④盛土施工 最大乾燥密度の締固め度が、90%以上であることを試験結果等で確認する。

まき出し厚さが、0.3m 以下であることを締固め状況書類等で確認する。

転圧回数が、適切な回数が行われていることを確認締固め状況書類等で確認する。

⑤原地盤の処理 伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の処置が、適切に行われていることを基盤状況書類等で確認する。

#### (2) 切土

①高さ 計画高さに対して、基準高が $\pm 50\text{mm}$ 以内とする。

測定基準は1 工事原則 3 箇所とし、規模に応じ適宜検測する。

②法勾配 計画勾配に対して、勾配が $\pm 5$  厘以内とする。

測定基準は、1 工事原則 3 箇所とし、規模に応じ適宜検測する。

③切土地盤 想定地盤に対して、不良な地盤でないことを切土状況書類等で確認する。

④切土面 法面の安定に影響を及ぼす要因はないことを切土状況書類等で確認する。

### (3) 擁壁

- ①擁壁形式 計画形式に対して、同じ形式の擁壁を設置していることを擁壁状況書類等で確認する。
- ②擁壁形状 計画形状に対して、同じ材料を使用していることを擁壁状況書類等で確認する。  
計画形状に対して、同じ寸法であることを確認する。  
測定項目や測定基準及び許容範囲は、工種により定めることとする。
- ③基礎地盤 想定地盤に対して、不良な地盤でないことを基礎状況書類等で確認する。
- ④配筋 計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さを配筋状況書類等で確認する。
- ⑤水抜き穴 計画の配置、材料、内径に対して、壁面の面積 3m<sup>2</sup> 以内ごとに少なくとも 1 個の内径が 7.5cm 以上の硬質塩化ビニル管等の耐水性の材料を用いた水抜き穴を設置していることを水抜き穴状況書類等で確認する。

### (4) 崖面崩壊防止施設

- ①施設形式 計画形式に対して、同じ形式の施設を設置していることを施設状況書類等で確認する。
- ②施設形状 計画形状に対して、同じ寸法であることを確認する。  
測定項目や測定基準及び許容範囲は工種により定めることとする。
- ③基礎地盤 想定地盤に対して、不良な地盤でないことを基礎状況書類等で確認する。
- ④施設構造 計画構造に対して、同じ材料を使用していることを施設状況書類等で確認する。  
計画構造に対して、同じ寸法であることを確認する。  
測定項目や測定基準及び許容範囲は、工種により定めることとする。

### (5) 排水施設

- ①施設配置 計画配置（位置、延長、間隔等）に対して、同じ計画で施設を配置していることを施設状況書類で確認する。
- ②施設構造 計画構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）に対して、同じ構造となっているかを確認する。  
測定項目や測定基準及び許容範囲は工種により定めることとする。

### (6) 崖面の保護、崖面以外の地表面の保護及び防災措置

- ①保護工又は防災措置の種別 計画種別に対して、同じ工法により施工されていることを保護工状況書類又は防災措置状況書類等で確認する。
- ②施設形状 計画形状に対して、同じ寸法であることを確認する。  
測定項目や測定基準及び許容範囲は工種により定めることとする。

## 3 検査に当たっての留意事項

検査は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意すること。

- (1) 開発事業者等（工事の施工者）は、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者が立会うこと。
- (3) 完成検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (4) 検査の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を行うこと。

## Ⅱ．中 間 検 査

### 1 方 法

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査である。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進む必要がある。

検査は、設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行う。また、必要に応じて破壊検査を実施する場合がある。

なお、この工事検定の方法に含まれないものについては、秋田県土木工事共通仕様書を準用して行うものとする。

検査対象（特定工程） 盛土又は切土における暗渠排水管の排水施設を設置する工事の工程とする。

検査頻度 1 施工箇所あたり 1 回以上行うこと。

### 2 重点検査事項

#### （１）盛土工事における排水施設

##### ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか

施設配置 計画配置（位置、延長、間隔等）に対して、同じ計画で施設を配置していることを施設状況書類で確認する。

施設構造 計画構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）に対して、同じ構造となっているかを確認する。

測定項目や測定基準及び許容範囲は工種により定めることとする。

##### ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか

接続が適切になされているかを目視確認する。（接続部から漏水が確認できないか等）

##### ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か

端部より土砂流入する危険性がないかを目視確認する。（透水層の端部に吸出防止材を設置等）

##### ④ 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか

現況地盤から湧水が確認される場合、湧水処理がなされているか目視確認する。（暗渠配水管は湧水を処理できる箇所に設置しているか、本管は管径 300 ミリメートル以上（流域等が大規模なものは流量計算にて規格検討）、補助管：管径 200 ミリメートル以上、補助管間隔は 40 メートル以内を標準（溪流等をはじめとする地下水が多きことが想定される場合等は 20 メートル以内）等）

##### ⑤ 溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか

通過水流を阻害していないかを目視確認する（通過水流の導線が確保されているか等）

#### （２）切土工事における排水施設

##### ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか

施設配置 計画配置（位置、延長、間隔等）に対して、同じ計画で施設を配置していることを施設状況書類で確認する。

施設構造 計画構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）に対して、同じ構造となっているかを確認する。

測定項目や測定基準及び許容範囲は工種により定めることとする。

##### ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか

接続が適切になされているかを目視確認する（接続部から漏水が確認できないか等）

##### ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か

端部より土砂流入する危険性がないかを目視確認する（透水層の端部に吸出防止材を設置等）

④ 湧水は適切に処理されているか

切土行為に伴い湧水が確認される場合、湧水処理がなされているか目視確認する（水平排水管等は湧水を処理できる箇所に設置しているか等）

⑤ 溝掘りは適切に施工されているか

排水を的確に処理できる溝掘りがなされているか目視確認する（法面を流れる雨水等を処理できる溝掘りが法尻や小段等に施設置されているか等）

### 3 検査に当たっての留意事項

検査は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意すること。

- （１）開発事業者等（工事の施工者）は、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- （２）検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者が立会うこと。
- （３）工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- （４）検査の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を行うこと。

### Ⅲ. 土 石 の 堆 積 の 検 査

#### 1 重点検査事項

##### (1) 土石の堆積

- ①堆積した土石の崩落やそれに伴う流出を防止する措置の検査 適切に施工されていることを適時確認する。
- ②完了検査 堆積された全ての土石が適切に除去されていることを確認する。

## IV. 工事写真の整備について

### 1 写真の撮影

- (1) 工事写真は、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等の整備状況を撮影する。
- (2) 撮影の要領は、秋田県土木工事共通仕様書写真基準【土木編】を準用して行うものとする。

### 2 提出用写真の整理

- (1) 表紙には、次の事項を記入する。

申請者名、工事施工主名、土地の所在地及び地番、工事着工年月日、工事完了年月日、許可番号・年月日

- (2) 工事中の写真は、以下のように分類する。また、各工種について施工の順に応じて整理すること。

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 工事写真 | 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） |
|      | 施工状況写真                |
|      | 安全管理写真                |
|      | 使用材料写真                |
|      | 品質管理写真                |
|      | 出来形管理写真               |
|      | 災害写真                  |
|      | 事故写真                  |
|      | その他（公害、環境、補償等）        |
|      |                       |



第4号様式

## 手直し工事完了届書

年 月 日

秋田県〇〇地域振興局〇〇部長

届出者 住所

氏名

年 月 日付 第 号で指示のあった工事の手直しについて、工事を完了したので届け出ます。

(注) 1. 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2. 添付書類：工事写真等